



情報通

2012. January 1月号

発行：東京税理士会

情報システム委員会

題字：山川 巽 (江東東)

東日本大震災－東北税理士会からの報告

昨年11月15日に開催された税理士情報フォーラムで、大規模災害時における税理士事務所の対応策について東日本大震災の実体験を踏まえた報告がありました。

震災復興へ向けた道のりは、これからがまさに本番、被災者の皆様へのお見舞いと復興を応援する気持ちで新年号では、フォーラムで発表いただいた東北税理士会の木幡仁一会員からの報告を掲載致します。



浸水した家屋 (撮影：神津会長)

東北税理士会の被災状況

東北税理士会関係の被災状況は、お亡くなりになった会員先生・ご家族及び事務所職員は10名。行方不明者は6名である(9月30日現在)。被災会員の割合が70%を超える支部は宮城県の塩釜支部・石巻支部・気仙沼支部・岩手県の釜石支部・福島県の相馬支部・須賀川支部である。被災会員数で見ると、仙台の3支部が甚大な被害を受けている(3支部合計で会員総数781名に対して被災会員数475名)。

私が所属する福島県いわき支部は、沿岸地域や屋内退避地域に事務所・自宅を持つ会員は少なく被災率はそれほど高くない。しかし、その後の福島第一原発の事故により、原発をエリア内に持つ相馬支部とともに「想定外」の事態が起これ、終息の兆しが見えていないことは、ご存じの通りである。

いわき市の被災状況

いわき市は、首都圏からも3時間弱。海と山の自然に恵まれた、観光都市であり、かつ、自動車部品メーカー等の集積地でもある。

3月11日の地震・津波では沿岸部を中心に水産業関係施設・観光施設等が甚大な被害を受けた。さらに市北部の一部地域が30キロ圏内の屋内退避地区に指定され、これによる風評で生活物資の流通が止まり、生活維持に大きな影響を受けた。

その後4月11日、12日に発生した震度6弱の地震により3月11日には、比較的軽微な被害であった市南部および内陸部で大規模な被害が発生した。

弊事務所の状況

1) 被災時の状況

被災時、私は沿岸部の小名浜商工会議所で税務支援。男性スタッフ1名はさらに海寄りの観光物産館である「いわき・ら・ら・みゅう」にて顧客と打ち合わせ中(津波直前に避難して難を逃れたが、同所は津波被害により大破)。他1名も外出中であった。地震直後から電話の発信規制により、事務所・出先携帯電話への連絡もかなり困難で、運よく繋がった時に、安否確認と帰宅指示をするのが精一杯であった。地震で路面状況が悪くなり、さらに渋滞も始まったため、通常なら20分程度で事務所に戻る距離を約1時間かけて戻ることになる。事務所の損害は、PCが一台倒れた程度の軽微なものであった。当日は通信状況も悪く、事務所の状況確認のみで帰宅した。

2) 3月12日以降の状況

3月12日午前中事務所での執務を行ったが、光回線がダウンし、電子申告を含むインターネットを利用した業務が一切できなくなる。ガソリンを補給し、午後には連絡のつかない顧客の安否確認のために沿岸部に向かう。

13日引き続き業務・顧客の安否確認等を行うも、午後からは水などの物資を入手するために外出する。

14日通常業務を行うも、屋近くからいわき市北部の知人等より原発事故による避難開始の情報が入り始め、事務所の休止を決定。スタッフへも避

難指示を行う。

15日からは連絡可能な顧客の安否確認を行う。

17日から避難先と事務所を往復して、事務所再開準備を開始する。(HP更新により国税庁・金融機関等の情報提供等)

28日スタッフ全員が避難先から帰宅し、事務所業務を再開する。

人の安全・連絡手段の確保

大規模災害の際は、通信手段・交通手段が大きく規制される。災害用伝言ダイヤル(171)をご存じの方は多いと思うが、いざという時にすぐ利用できるだろうか？

震災後、弊事務所では連絡手段として、Facebookのグループ機能を利用し、事務所全員を登録、緊急時だけでなく、通常時も事務所内の連絡方法としての利用を始めている。

顧客の中にも、FacebookやTwitterの利用者が徐々に増えており、災害時の顧客との連絡手段としても活用できる可能性がある。

交通経路については、災害後の交通渋滞・避難の経験から、ガソリンのこまめな補充や複数の帰宅経路の想定などによる対応をしている。

また、ライフラインについては、電気・ガスの代用はあるが、水(特に生活用水)をどう確保するかが大きな問題であった。

顧客データの管理

弊事務所の電子申告は実質的に平成21年からスタートして現在、法人100%・個人94.2%である。また、これと併せて決算申告資料のDocuWorksによる保存を始めている。

旧事務所には、被災当時、各顧客の開業以来の紙情報をほぼ全て保管していたが、今回の震災を機に、7年前以前の書類については、溶解処分せざるを得なかった。その数はA3サイズの溶解専用箱にて約50箱にのぼった。

3月14日の避難時には、会計データ等をバックアップした外付けHDD2個を梱包し、避難先に持ち出した。

DocuWorksデータについては、震災後にUSBメモリーへのバックアップを行うようにして、持出し資料の軽減を図っている。

万が一の際には紙媒体の持ち出しは相当な重さになり困難である。また、書棚・書類庫等が倒壊した場合には必要書類の選別も困難になる。

EPSONデータについては、同社の会計Weplatを利用し、一部の顧客については、会計データの管理(顧客・事務所・EPSONサーバでのデータ同期)を行っていたが、今後クラウド系のデータバックアップについても検討をする必要があると考える。

おわりに－災害に備えて何を行うべきか

実体験から災害に対する心構えは「後ろを振り返るな！」の一言に尽きると思う。これには以下の2つの意味がある

①振り返らなくて済むように、日頃から何を準備しておくかを考えておくこと。

②ともかく危険から逃げる。その場にとどまることも選択肢の一つであるが、安全な場所の確認とそこまでの避難経路の確保・確認を行っておくこと。

別な視点から整理すれば、税理士事務所として重要な資源の「人の安全」と「顧客データ」にどう対応するかがポイントとなる。

原発事故による直接・間接被害。さらに風評被害により、福島県の災害復旧はまだまだ始まったばかりであり、さらに、長期的な取り組みになるものである。

今後とも、ご支援ご協力のほどをお願いしたい。



税理士のためのFacebookとインターネット活用術

ITの世界、言わずもがなの日進月歩の世界。であるが故に情報システム委員会がアンテナを張って関係する情報の収集に努めているわけですが、何とも追いついていくのにてんてこ舞いの状況ではあります。そんなわけで今回は、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の一つFacebook(FB)の話をしていただきます。使い方では結構ビジネスにも役立つのだそうです。

SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスと定義されるそう(Wikipedia)、代表的なところでは、日本のmixiやモバイル向けのGREE、モバゲータウンなどもこれに当たるそうです。

今回は、土業向けホームページの制作に実績のある株式会社GENOVA社の担当者様より税理士向けに記事をご提供いただきました。

今、何故Facebookか

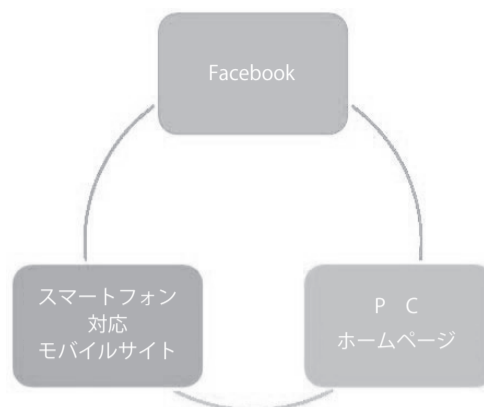
元来、ビジネスは口コミが集客のカギであり、税理士も同じく新しい依頼主を獲得する場合、口コミが主である。しかし、インターネットが普及し、うまくインターネット広告を利用することで口コミ以外の手法で集客に繋がる可能性が高まったが、その状況も今大きく変わりつつある。これまで通り検索エンジンで検索し、上位に表示されていれば依頼や売上に繋がるわけではなく、ユーザーはそのホームページの信頼性を確認した上で問い合わせを行うか否かを意思決定する。つまり、インターネットユーザー(顧客)は、検索上位に表示されているホームページを疑いはじめているということである。

その信頼性を確認することや信頼性の高いホームページにたどり着く為にFacebook(以下FB)が活用されている。

Facebookとは

FBは、現在世界で約8億人のユーザーを保有しており、2011年3月にグーグルのアクセス数、滞在時間を超え話題になっている。日本のユーザーは500万人に達している。FBとは、インターネット上のソーシャルネットワーク(SNS)、わかりやすく言えばネット上で友人とのつながりを持つものである。FBは多くのユーザーが実名登録を行っており、口コミと同等の信頼性の高い情報収集、情報発信が可能である上、その情報交換の利便性、速度は口コミを遥かに超える。さらにFB上に企業用ページ(Facebookページ)を持つことにより、多くのFBユーザーを囲い込む事が出来るのである。例えば、FB上にFacebookページを持ち、顧問先の社長に「いいね」ボタンを押してもらると、その顧問先の社長の友達にも事務所の紹介がされるのである。そしてまた、顧問先の社長が「いいね」ボタンを押すとその社長の友達にも事務所が紹介され、たちまち事務所の名前を多くの社長に知って貰うことが可能となる。社長の友達には社長が多い為、効率的にアピールが可能で、知っている人からの紹介であるので信頼性も高いと認識されるのである。しかし、Facebookページだけでは、情報発信を効率的に行う事はできない。FBとスマートフォン対応のモバイルサイトの連動が必須である。今後新発売される携帯電話のほとんどはスマートフォンであり、これまでの携帯電話(ガラパゴス携帯)は限りなく0になり、スマートフォンが主流となる。

FBはあくまでも繋がり窓口であり、詳細な情報をわかりやすく発信する為にはモバイルサイトを準備する必要がある。友達の「いいね」ボタンによる情報発信により、外出先でスマートフォンを通して情報を確認した後により詳しく、写真などもみたい場合はPCサイトでゆっくり閲覧するという流れになる。従って、今後のネットにおける情報発信の展開は、FB、PCサイト、スマートフォン対応サイトが必須となる。



アピールの新手法

インターネットで広告を行う多くの場合、HP制作会社に依頼し、検索エンジンの上位に表示されるように対策をとるといった戦略がほとんどであるが、これだけでは十分な情報発信にはならない。上位に表示される確率は低く、上位に表示されても信頼性が確保されていなければ、依頼には結びつかない。

今後もインターネットは次々と新しいサービスが出て発展してくるとは必至である。その場合に、遅れずに新しい手法を提供できるWEBサービス提供者と円滑な関係をもつことが顧客獲得の機会損失を最小限にとどめることになると思われる。



(文責：株式会社GENOVA=<http://www.genova.co.jp>)

Webサイト新着情報

- トップ>税理士の方へ>税理士のためのIT活用講座
- ・「iPhone、iPadを税理士業務で活用する方法」(12月2日ミニセミナー)
- ・税理士情報フォーラム2011～災害に強い税理士事務所～



ミニセミナー

「税理士のためのiPad講座」

—税理士事務所ではこう使う—

- ◆日時：平成24年1月23日(月)
午後1時～2時30分
- ◆場所：モリタニビル2階 会議室
- ◆講師：安田信彦
(情報システム委員会委員)

定員：先着20名

対象：本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。

e-mail: johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。

(記載事項 ①支部、②登録番号、③氏名)

TEL: 03-3356-4467(東京税理士会事務局業務研修課)

※ミニセミナーは、インターネット(Ustream)を利用して

ライブ配信いたします。当日ご都合のつかない方は、事務所・ご自宅から、ぜひこちらにアクセスしてご覧ください。

☆なお、常務理事会構成員、支部長及び理事の方は、必ずご視聴いただきますようお願いいたします。

<http://www.ustream.tv/channel/josys2>



法定調書も 償却資産も 給与支払報告書も

1月業務はすべて電子でスピーディー！！

